

別府商工会議所会議室の管理および運営に関する規程

令和6年3月29日制定

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 会館の管理（第3条―第6条）
- 第3章 会議室等の使用（第7条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別府商工会議所（以下「会議所」という。）の会議室（以下「会議室」という。）の管理および運営について必要な事項を定めるものとする。

（名称および所在地）

第2条 会議室の名称および所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 別府商工会館3階会議室
- （2）所在地 別府市中央町7番8号

第2章 会議室の管理

（管理の分掌）

第3条 会議室の管理は、専務理事が統括する。

2 専務理事は、会館の各室の管理責任者を定めなければならない。

（管理人）

第4条 会議所は、会館の管理に従事させるため、管理人を置くことができる。

（管理業務の委託）

第5条 会議所は、必要に応じて、会館の管理業務の一部を専門的技能を有する者に委託することができる。

（会館の開閉）

第6条 会館の開閉および休館の日時は、次のとおりとする。

開館 午前8時30分

閉館 午後5時00分

休館 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、盆（8月13日から8月15日）および年末年始（12月29日から同月31日までならびに1月2日および同月3日）

- 2 やむを得ない理由により前項に定める日時外に開閉する必要があるときは、あらかじめ総務部へ申し出てその承認を受けなければならない。

第3章 会議室等の使用

(会議室等の使用)

第7条 会議所は、会議室等を一般の使用に供することができる。

- 2 本章において、「会議室等」とは、大会議室、小会議室をいう。

(使用手続)

第8条 会議室等の使用を希望する者は、会館施設使用申込書（様式第1号）により、あらかじめ専務理事の承認を受けなければならない。

- 2 専務理事は、前項の承認に、会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 専務理事は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の使用を承認せず、または使用の承認を取り消し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 暴力団又は、暴力団に類似した者が、介入した催し。
- (2) 公の秩序または善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 危険物を使用するものであり、災害発生のおそれがあるとき。
- (4) 専ら販売活動や営利を目的とするもの。
- (5) その他会館の管理運営上支障があるとき。

(使用料の納付)

第10条 会議室等を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第11条 専務理事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不返還)

第12条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、専務理事は、特別な理由があると認めるときには、その全部または一部を返還することができる。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、会議室等の施設、設備、器具または備品（以下単に「施設等」という。）を損傷し、または滅失しないように注意するとともに、会議所の指示に従わなければならない。

2 使用者は、会議室等の使用を終了したときは、その使用した会議室等の施設等を現状に回復しなければならない。

3 使用者で会議室等の施設等に損害を生じさせた者は、専務理事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、専務理事は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

第4章 雑則

第14条 この規程に定めるもののほか、会議所の会議室について必要な事項は、専務理事が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別府商工会議所 会議室使用料 (別表)

会議室	面積 (㎡)	定員 (人)	料金 円 / h (税込)		
			会員	テナント	非会員
大会議室	175	90	3,300	2,970	4,070
小会議室	76	45	3,300	2,970	4,070

附 則

本別表は、令和6年4月1日より実施する。